四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県及び尾道市

二　地域再生計画の名称　地場産業が息づく活力と観光で賑わいのあるみなとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福山市及び尾道市の区域の一部（千年港、横田漁港及び串浜漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県及び安芸高田市

二　地域再生計画の名称　道路ネットワーク構築による「人　輝く・安芸高田」を目指して

三　地域再生計画の区域の範囲　安芸高田市の区域の一部（旧吉田町、旧八千代町及び旧向原町）

（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県及び江田島市

二　地域再生計画の名称　瀬戸内の歴史や多島美の魅力を世界に向けて発信するみなとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　呉市、廿日市市及び江田島市の区域の一部（厳島港、小用港、釣士田港、音戸漁港及び美能漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び萩市並びに山口県阿武郡阿武町

二　地域再生計画の名称　阿武萩地域の自然と文化にふれあう交流のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　萩市及び山口県阿武郡阿武町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び岩国市並びに山口県熊毛郡上関町

二　地域再生計画の名称　人と海と地域の交流ひろがるみなとまち再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩国市及び柳井市並びに山口県大島郡周防大島町及び熊毛郡上関町の区域の一部（由宇港、柳井港、小松港、久賀港、沖浦港、安下庄港、伊保田港、室津港、通津漁港及び祝島漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百六十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び柳井市

二　地域再生計画の名称　元気都市柳井農村再生プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　柳井市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　香川県及び香川県小豆郡土庄町

二　地域再生計画の名称　安全で活力あるみなとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　香川県小豆郡土庄町の区域の一部（土庄港、馬越港、田井漁港及び唐櫃漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県及び宇和島市

二　地域再生計画の名称　「地域の共助と安心安全で活力あるまちづくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　宇和島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）